

都留市多頭数飼育者への行政措置の要望書

郵送宛先

及び

山梨県知事 殿

山梨県におかれましては、県内一丸となった愛護動物施策推進のご努力に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年2月17日付けにて、下記の通り要望された内容に賛同いたします。記名押印し末尾にその他の意見を添え、重ねて要望いたします。

平成15年 月 日

住所

氏名

印

記

都留市多頭数飼育者への行政措置の要望書

山梨県知事 山本栄彦殿

平成15年2月17日
山梨県甲府市
NPO法人 天使の心を守る会

このような事態を発生させるに至った原因として、昭和48年に動物の保護及び管理に関する法律施行以来の長い年月に及ぶ山梨県動物行政の不作為が公となり、全国的に山梨県の恥をさらしてきました。

当会は平成13年8月、山梨県業務衛生課より協力要請を受けて、愛護動物行政施策における従来からの行政不作為の改善を図るため、官民一体となった協働作業として、頭数削減のために犬猫の里親探し、現地の環境改善の協力を行いながら、一番の問題であった自家繁殖を止めるための措置として、当会顧問の獣医師の協力により甲府市内の病院にて繁殖制限を数頭ずつ措置してきましたが、手術が追いつかず次から次へと自家繁殖により頭数は増加し続けていました。

このままでは終わらない活動になってしまうことを懸念し、平成14年10月半ばに行政は個体識別、当会は繁殖制限手術と役割分担を決め、現地にて一斉繁殖制限手術を行いました。（現地で162頭、甲府市内の病院にて112頭合計274頭）

当会は今まで都留市多頭飼育環境の動物達のために、山梨県業務衛生課の要請により約300万円の資財を投じてきました。山梨県からの補助金は一切ありませんでした。

法による、勧告・命令は実行されましたが、平成14年4月22日に命令期限が過ぎているにもかかわらず、山梨県業務衛生課に何度個々に要請しても、『問題の解決にならない。今は時期でない』と未だ法第15条で定める罰則の執行に至っておりません。

平成15年1月27日に、山梨県業務衛生課相川部長宛には質問書を送り、誠意ある文書での返答を要請しましたが、残念ながら口頭での返答（別紙参照）となりました。

法の実行や執行は行政職務であるにもかかわらず、従来と同様に未だ有効な措置に至らず、重ねての行政不作為となっています。

法律違反者である所有者は、都留不動産（山梨県都留市）に新たな犬を持ち込み飼育を始めていますし、山にいる野犬が新たに子犬を生み、頭数が増加しつつあります。

経済的な飼育能力もなく、適正な飼育もせず、衰弱虐待と言えるような劣悪な環境を改善しない所有者をそのまま放置することは、周辺住民への環境も損なわれたまま市民の生活を脅かし続けることにもなります。それと同時に、一斉繁殖制限手術により、折角400頭から300頭に頭数が減少したにもかかわらず、頭数が増加し続けてしまいます。

現行の法令等で裁けない部分については、多頭数飼育禁止条令を新たに作り、所有権を放棄させ、対策会議にて終生飼育していくことしか問題解決にはなりません。

それには、法の精神を尊び、愛護動物に飼養の機会を与える動物シェルターシステムを県で作らなければなりません。

これにより、不適切な飼養者がまた新たな犬を飼い始めた場合にも、所有権を放棄させることができるようになります。

もう待っている猶予はありませんので、しかるべき措置を早急にとることが行政の職務であります。

『末端自治体の課題をしっかりと認識している。このことを県政推進に生かせば、64市町村が一丸となった新しい山梨づくりに取り組むことができる。』『今こそ、県民の底力を！』をスローガンに県民とスクラムを組んで、対話を重視した県民参画の県政推進、と新知事のコメントが新聞記事にありました。

山本知事になった今、当会は下記を要請いたしますので、文書でのご返答をお願いいたします。

- 1 都留市多頭飼育者へ、動物の愛護及び管理に関する法律の実行及び執行（告発）をすること
- 2 多頭数飼育禁止及び飼養不適者に対する愛護動物飼養禁止の条例を作ること
- 3 動物シェルターを作ること
- 4 餓死しないように現地の動物達の食餌を最低限用意すること
- 5 犬の世話をしている人たちへの福祉的措置を検討すること

添付資料

動物の愛護及び管理に関する法律・第15条に基づき、勧告・命令 記者発表資料

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

山梨県議会だより

教育厚生委員会質疑状況

山梨県福祉保健部 相川部長あての質問書及び口頭での返答内容

NPO法人 天使の心を守る会 会報11～13号

(※添付資料は、平成15年2月17日付け要望書に添付されたものです。)

その他の意見、賛同人（氏名

）記入欄